

事 務 連 絡  
令和 6 年 4 月 17 日

西東京市長所轄  
各社会福祉法人理事長 殿

西東京市健康福祉部  
地域共生課長 池嶋 達也

令和 6 年度西東京市地域協議会の開催について

日頃から西東京市の福祉保健行政に御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。社会福祉法により設置が求められている地域協議会について、本市が設置する地域協議会にて意見聴取が必要な法人におかれましては、下記のとおり期日までに必要書類を御提出いただくようお願いいたします。

#### 記

#### 1 対象となる法人

令和 5 年度決算において社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合であって、かつ当該計画において市内でのみ地域公益事業の実施を検討する法人

#### 2 提出書類

- (1) 様式 1 意見聴取希望申出書
- (2) 様式 2 社会福祉充実計画（案）及び地域公益事業の詳細資料

#### 3 提出期限

令和 6 年 4 月 23 日（火曜日）

※地域協議会での意見聴取は 5 月下旬を予定しており、その結果については 6 月上旬に対象法人へお伝えします。

#### 4 提出方法

上記 2 の提出書類を、メールまたは郵送等にて御提出ください。

アドレス：[fukushisougou@city.nishitokyo.lg.jp](mailto:fukushisougou@city.nishitokyo.lg.jp)

住 所：〒188-8666

西東京市南町五丁目 6 番 13 号 田無第二庁舎 1 階

## 5 地域公益事業について

地域公益事業とは、公益事業のうち、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」をいいます。

なお、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合は、計画に位置付ける事業として、

- ・第一順位：社会福祉事業（例 職員処遇の改善、既存建物の建替え等）
- ・第二順位：地域公益事業
- ・第三順位：公益事業

の順で、社会福祉充実残額の再投下対象事業を検討することとされています。

## 6 その他

当市が設置する地域協議会での意見聴取は、西東京市内でのみ地域公益事業の実施を検討する法人が対象となります。都内全域で地域公益事業の実施を検討する場合は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会が開催する「東京都における地域協議会」で意見聴取を行う必要があります。東京都における地域協議会の開催に関しては、別途案内がありますので、そちらを御確認ください。

西東京市健康福祉部地域共生課地域共生係  
（西東京市役所田無第二庁舎1階）  
担当者 佐藤・石戸・吉原・東  
電 話 042-420-2807  
FAX 042-420-2986